

交通基盤部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事において、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」（以下、「ICT活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT活用工事）

第2条 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

※設計照査のために伐採後の現況地形を、無人航空機（ドローン等）やレーザースキャナー等により計測し、3次元座標値を取得する。

② 3次元施工用データ作成

※①の起工測量データを基にICT土工用の設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

※②の設計データをICT建機に搭載し、バケットや排土板の自動制御（MC：マシンコントロール）、操作支援（MG：マシンガイダンス）により施工を行う。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

※施工後の出来形を3次元データで取得し、②のデータと比較して出来形確認や検査を行う。

⑤ 3次元データの納品

※完成後の出来形を3次元データで納品する。

（対象とする工事）

第3条 ICT活用工事は、原則として土工量1,000m³※以上の下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。

・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※土工量1,000m³以上の工事とは、土の移動量の計が1,000m³以上のものである。

例えば、掘削土量500m³、埋戻し土量500m³の工事は1,000m³と数える。

（試行対象工事の報告）

第4条 ICT活用工事の試行対象工事は、各発注機関が選定する。

2 各発注機関は試行対象工事の選定に当たり、「発注工事予定表」を作成し、推進会議事務局（以下、「事務局」という。）へ提出する。その際ICT活用工事の対象外とする案件がある場合は、当該案件の備考欄に理由を記載することとする。

- 3 事務局は、「発注工事予定表」を入手した後、取りまとめ結果を「交通基盤部建設現場における生産性向上推進会議」に報告する。

(発注)

第5条 発注に当たっての積算基準は、ICT土工によらない従来の積算基準を用いるものとする。

- 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書(別紙2)を添付し発注手続きを行うこととする。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 ICT活用工事の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。なお、協議書は、特記仕様書に添付の協議書案に基づき作成する。

(設計変更)

第7条 発注者は、ICT活用工事の実施を指示した場合、特記仕様書に添付の「ICT活用工事積算要領」に基づき設計変更する。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施した場合の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT土工に関する基準」(表-1)により行うものとする。

表-1 ICT土工に関する基準(国土交通省)

プロセス	名称
施工	土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)
	土木工事数量算出要領(案)
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票:出来形合否判定総括表)
	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)
	レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)
検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)
	既済部分検査技術基準(案)及び同解説
	部分払における出来高取扱方法(案)
	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)

附 則

この要領は、平成28年6月6日から施行する。